

令和元年度事業報告書

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 概要

令和という新しい時代のスタートとなった本年度の当協会の事業活動は、平成30年度に受託した長期相続登記等未了土地解消作業への対応に多くの時間と労力を費やした。この作業は、協会事務局で主に土日に集中的に行い、約50名の社員の方にご協力をいただき、本年度末に完了し、納品することができた。限られた時間の中で、大量の相続人調査を処理できるようにするため、作業の効率化や臨時職員の採用などを行い、協力社員がよりスムーズに作業を実施していけるように、試行錯誤しながら作業工程の構築を行った。このような状況のなか、本年度の当協会の受託高は、完了した長期相続登記等未了土地解消作業の受託高もあり、前年よりも増加した。長期相続登記等未了土地等解消作業を除いた嘱託登記業務での受託高も、昨年同様の結果をあげることができた。区画整理組合からの嘱託登記の依頼等新たな受託の獲得もあり、各地区での実情にあった広報開発活動が着実にその実績につながってきていることを実感している。ここ数年、当協会の受託高は堅調に推移しており、組織の安定的な運営の基盤となっている。これもひとえに各社員による市町村等官公署への継続的な広報開発活動により官公署とのパイプを築き、信頼を獲得してきた成果であると認識している。

年度末からの新型コロナウイルスの影響により、活動を制限する状況にもなっているが、先行き不透明な中でも公益法人として社会的な使命をはたすような活動を行った。

2. 総務

(社員の異動)

社員の異動については、別紙「社員異動報告書」のとおり。

(事務局)

長期相続登記等未了土地解消作業に対応するために新たに臨時のパート職員を2名採用し、本協会の業務が効率的に行えるような体制を整えた。

(各種団体との協調)

協会の使命を達成するには、関係する法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）、中部ブロック連絡協議会、愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）、司法書士会（以下、本会）、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との協調が大切である。このため、これらの団体等との協調を図った。

(長期相続登記等未了土地解消作業への対応)

平成30年度に受託した登記名義人1000名分の相続人長期相続登記等未了土

地解消作業への対応では、協力社員を募って作業を行い、本年度末に無事に完了し納品することができた。新たに本年度も650名分の長期相続人等土地解消作業を受託しており、臨時職員の採用や前回実施した経験を踏まえ、作業工程を勘考しながら実施している。この作業を通して、本協会の活動を知ってもらい、入会していただいた社員も多くおり、来年度も続くこの作業を円滑に実施できるような作業工程の構築を図った。

(未登記問題等への対応)

空き家問題や相続登記未了による所有者不明土地問題の対応についての活動は、本会主導で行っており、当協会もその活動に協力した。

又、変則型登記の解消に向けた特例法である「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が施行され、この法律の規定に基づく、所有者等探索委員に当協会の理事を含め3名の社員を推薦した。

(中部ブロック連絡協議会等)

石川県、富山県、福井県の中部ブロックの公嘱司法書士協会と、6月と12月の計2回の会合を開催し、各協会の現状や入札への対応等各協会が抱える諸問題について議論をした。特に各県協会が受託している長期相続登記等未了土地解消作業についてその実施の方法等について活発な意見交換を行い、情報の共有を図った。その他メーリングリストの活用により、素早い情報交換を適時行った。又、全司協とも長期相続登記等未了土地解消作業について情報交換を行った。

3. 広 報

本会会報を通じ、社員に公嘱協会事情等を掲載した。

ホームページを随時更新し、情報提供を行った。

例年通りカレンダーの配布を行った。

4. 業務の処理状況

業務の処理状況については、別紙「登記業務受託報告書」のとおり。

(業務の処理の方法)

理事及び地区管理責任者を中心として、愛知県下全市町村に対し窓口を設け、過少な業務でも、どのような難解な案件でもすべて相談に応じ、適切に業務を処理した。

(研究及び講習会)

国、愛知県、市町村等官公署の登記担当者向けに講習会を開催した。また、地区によっては、土地家屋調査士協会と合同での講習会も開催した。

5. 経 理

予算の適正な執行に努めた。

以 上